

平成21年度九州総合通信局重点施策

1 2011年地上デジタル放送への完全移行に向けた取組の一層の強化

2011年7月24日のアナログ放送終了・地上デジタル放送への完全移行まで、2年4ヶ月。デジタル放送の送り手側となる中継局の整備は着実に進んでいるが、受け手である受信者側の対応を早急に進める必要があり、「デジタル放送推進のための行動計画(地上デジタル推進全国会議(*))」に沿った活動を推進する。

テレビ受信者の理解醸成と受信機普及のための周知・広報に努めるとともに、地域に密着した受信相談をきめ細かに実施する。また、市町村、放送事業者、関係団体等と連携し、共聴施設の早期改修を促進する。

*：「地上デジタル推進全国会議」とは、地上デジタル放送の関係者が一体となり地上デジタル放送を積極的かつ強力に推進することを目的として、国、放送事業者、メーカー、地方公共団体、販売店、消費者団体等の幅広い分野のトップリーダーにより構成されている任意団体。

(1) 受信相談・受信者支援体制の強化と周知・広報の徹底

受信エリアの拡大、視聴者の増大に対応し、本年2月に管内各県に設置された「テレビ受信者支援センター(デジ・サポ)」を中心に関係者が連携し、地域でのきめ細かな受信相談や説明会を通じて受信者支援を推進する。

また、アナログ停波、共聴施設改修の徹底、更には悪質商法、詐欺等による被害を防止するための情報等について適切に周知・広報を行う。

(2) 共聴施設のデジタル化の促進

辺地共聴施設については、国の支援事業の活用等を通じ、「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」に沿った計画的な施設改修を促進する。

都市受信障害対策共聴施設(いわゆる「ビル陰共聴」)については、デジタル化対応状況を把握し、説明会・個別相談会の開催やパンフレットの送付等により早期のデジタル化改修を促進するとともに、デジタル放送の受信障害有無の確認のための受信調査の効率的な実施や国の支援事業の活用等によりデジタル化を促進する。

また、集合住宅共聴施設については、集合住宅(4階建て以上)の施設の約4割がデジタル未対応(推定)であり、説明会・個別相談会の開催やパンフレットの送付等により早期のデジタル化改修を促進する。

(3) 放送エリアの拡大と難視聴対策の推進

中継局ロードマップに基づく中継局の計画的整備、国の支援事業を活用した条件不利地域での中継局の整備を促進する。

また、新たなデジタル難視聴については、地域の見極めと対策手法の検討を行い、地方自治体とも連携し、その対策を推進する。

(4) ケーブルテレビの普及によるデジタル化の促進

国の支援事業の活用等により、ケーブルテレビの整備、エリア拡大を支援し、デジタル対応と地域情報通信基盤整備を促進する。

また、既存のケーブルテレビのデジタル対応の早期取組を働きかけるとともに、地上デジタル放送への円滑な移行に資するため、地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供を働きかける。

2 誰もがICTを利用できるための基盤整備

ブロードバンドや携帯電話のエリアは着実に拡がりつつあるが、未だ中山間地、離島等の条件不利地域等に散在するデジタル・ディバイド(情報通信格差)の是正が喫緊の課題となっている。

ブロードバンド・ゼロ地域の解消及び携帯電話不感地帯の解消をめざし、地方自治体、電気通信事業者など関係者と連携し、その整備を促進する。

(1) ブロードバンド・ゼロ地域の解消

「デジタル・ディバイド解消戦略」(平成20年6月)を基本に、「都道府県ロードマップ」及び「地域レベルの推進体制におけるブロードバンド整備計画」に沿って、各県、市町村、電気通信事業者と連携し、ゼロ地域の解消を図る。

また、地域情報通信基盤整備推進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用するとともに、新しい無線技術(無線LAN、地域WiMAX、3.5世代携帯電話、衛星ブロードバンド等)を活用し、ゼロ地域の解消を促進する。

(2) 携帯電話不感地帯の解消

条件不利地域等への携帯電話エリア拡大を推進するため、簡易基地局や小電力レピーター局等の新技術を活用した整備を促進するとともに、国の支援事業を進める。

3 ICT利活用の促進等による地域活力の向上

地域情報化の推進などICT(情報通信技術)の利活用や安心・安全のための無線通信システムなど地域の実情に応じた電波利用を促進するとともに、産学官連

携や研究開発力の強化を進め、魅力的な地域づくり、地域活力の向上を図る。

(1) 元気な地域をつくるICT利活用、高度化の促進

地域ICT利活用モデル構築事業の活用等による地域情報化を推進するとともに、地域が抱える課題の抽出やその解決手段としてのICT利活用やブロードバンドの整備・利活用について、地域の住民・団体と一緒に進める場を創出するほか、ICT分野における高度な知識を有する人材育成の支援やコンテンツを活用したセミナー、コンテスト等を実施する。

また、地域住民の利便性や安心・安全な地域づくりのために、防災無線システムなど地域の実情に応じた電波利用を促進するとともに、船舶の安全確保をめざした新しい海上通信システムの普及を促進する。

(2) 研究開発等によるICTポテンシャルの向上

戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)の利用や大学、研究機関、経済団体、企業等の産学官連携活動の促進により、九州のICT分野における研究開発力の強化、地域課題への対応等を進め、地域活力の向上を図る。

4 ICT安心・安全対策の推進

携帯電話、インターネット等を誰もが安心・安全に利用できるよう啓発等を実施するとともに、重要無線通信妨害の迅速な排除など電波利用環境の向上に努め、安心・安全なユビキタスネット社会の実現に資する。

(1) 誰もが安心して使えるICT利用環境の整備

携帯電話、インターネット等の安心・安全な利用に関する啓発を行う「e-ネットキャラバン」を引き続き実施するとともに、「九州電気通信サービス向上推進連絡会」の開催など情報通信に関する消費者行政の充実を図る。

また、情報セキュリティ対策の推進や個人情報の適切な取扱いの確保のため、電気通信事業者等を対象とした講演会等を実施する。

(2) 電波の混信・妨害対策や電磁環境の保護

安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、航空機、船舶、消防等で使用される重要無線通信をはじめ無線通信への混信等の迅速な排除や電波法違反者の摘発、さらに電波利用ルールの周知・啓発を行う。

また、多様な説明会の開催等を通じて、電波の安全性に関するリテラシーの向上を図る。

以 上